

令和 5 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 1 号

函館市地域会館条例の一部改正について

函館市地域会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域会館条例の一部を改正する条例

函館市地域会館条例（平成 1 6 年函館市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 1 号を削り，第 2 号を第 1 号とし，第 3 号を第 2 号とし，第 4 号を第 3 号とし，第 5 号および第 6 号を削り，第 7 号を第 4 号とし，第 8 号から第 1 1 号までを 3 号ずつ繰り上げ，第 1 2 号を削り，第 1 3 号を第 9 号とし，第 1 4 号を第 1 0 号とし，第 1 5 号および第 1 6 号を削り，第 1 7 号を第 1 1 号とし，第 1 8 号から第 2 2 号までを 6 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 中

函館市小安中央会館	函館市小安町 7 1 7 番地 1	を
函館市汐首東会館	函館市汐首町 6 7 番地 2	
函館市汐首東会館	函館市汐首町 6 7 番地 2	に，
函館市弁才町会館	函館市弁才町 2 7 4 番地 2	を
函館市泊町会館	函館市泊町 3 2 番地	
函館市館町会館	函館市館町 8 3 番地	

函館市弁才町会館	函館市弁才町 2 7 4 番地 2	に、
函館市女那川会館	函館市女那川町 1 番地先	を
函館市古武井会館	函館市古武井町 1 5 0 番地 4	
函館市女那川会館	函館市女那川町 1 番地先	に、
函館市柏野会館	函館市柏野町 3 1 番地 2	を
函館市新八幡町会館	函館市新八幡町 7 1 番地 1	
函館市銚子会館	函館市銚子町 4 6 番地 2	
函館市柏野会館	函館市柏野町 3 1 番地 2	に

改める。

別表第 2 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 2 から別表第 5 まで 削除

別表第 1 0 および別表第 1 1 を次のように改める。

別表第 10 および別表第 11 削除

別表第 1 7 および別表第 1 8 を次のように改める。

別表第 17 および別表第 18 削除

別表第 2 1 から別表第 2 3 までを次のように改める。

別表第 21 から別表第 23 まで 削除

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

小安中央会館，泊町会館，館町会館，古武井会館，新八幡町会館および銚子会館を廃止するため